

「中間物等に係る事前確認の申出」に係る年間予定について

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和48年法律第117号）第3条第1項第4号の規定に基づく確認（中間物、閉鎖系等用途、輸出専用品に係る事前確認。以下「中間物等の確認」という。）を受けるための企業ヒアリング等年間予定は次のとおりです。

1. ヒアリング実施回数等

中間物等の確認に係る企業ヒアリングは、毎月1回（年10回）開催しております。
ただし、1月及び8月は、実施しません。

2. ヒアリング実施予定日等

① 実施予定日：毎月15日前後2日間。

ただし、具体的な日程については、ヒアリング実施日の2箇月前の月末に電話でお問合せください。

問合せ先：経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室 安全管理係
電話番号：03-3501-0605

② 実施場所：経済産業省（東京都千代田区霞が関1-3-1）

3. ヒアリング申込み締切日等

① 申込締切日：ヒアリング実施前月の20日頃、正午

具体的な締切日については、上記2. ①のヒアリング実施予定日についてお問い合わせいただいた際にお伝えします。なお、申込みは時間厳守でお願いします。遅れた場合は、次回の受付となります。

② 申出書提出部数：3部（押印していないもの。）